

令和8年度デートDV防止講座・性教育専門家派遣事業に係る留意点

1 内容

本事業は、将来のDV及び性暴力被害者及び加害者を生まないための予防啓発・教育を推進するため、希望のあった学校に地域の専門家を講師として派遣し、人権に関する理解を深めることを目的として実施する。

実施に当たっては、次のことに留意する。

2 事業の実施回数について

原則として、1校あたり1回(2時間以内)とする。ただし、予算に余裕がある場合は、2回の実施も可とする。希望に添えない場合もあるが、2回分の講師派遣依頼書(別紙様式1)を作成し、右上の余白に希望順位を記入すること。

3 協力講師

デートDV防止講座を希望する場合は、デートDV防止講座協力講師一覧(別紙2)から選定することができる。

4 講師謝金について

別紙「令和8年度人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準」に基づき支給する。経験年数により異なるが、目安として、医師、民間団体の取締役以上は「大学副学長級」、助産師、民間団体の有識者は「大学教授級2」となる。

講師派遣依頼書(別紙様式1)について、講師未定の場合は、「未定」と記載し提出すること。なお、謝金の支払金額は2時間を上限とする。

5 講師旅費について

宮城県旅費支給規程に基づき、交通費を支給する。また、有料道路を使用した場合は、領収書を「交通経路及び交通手段確認票」と併せて提出すること。

6 口座振替依頼書又は委任状兼口座振替依頼書の提出について

口座振替依頼書の様式は、講師への依頼方法により異なるため次に留意すること。

なお、上記3協力講師の口座振替依頼書は、別途子ども・家庭支援課から依頼していただきますので、提出不要です。

- ・個人宛てに依頼し、個人の口座に振込む場合 → 「口座振替依頼書」
- ・団体宛てに依頼し、団体の代表口座に振込む場合 → 「口座振替依頼書」
- ・個人宛てに依頼し、団体の代表口座に振込む場合 → 「委任状兼口座振替依頼書」

7 講座の日程変更について

日程変更を行う場合には、講師との調整後、すみやかに講師派遣依頼書(別紙様式1)を再提出すること。